

宇都宮市建築物耐震改修促進計画（四期計画）【概要版】



1 計画の概要

- (1) 目的
住宅・建築物の耐震化を計画的に促進することにより、市民の生命や財産を保護することを目的とする。
- (2) 位置づけ
「建築物の耐震改修に関する法律」及び「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針」、「栃木県建築物耐震改修促進計画（四期計画）」に基づく市町村耐震改修促進計画
- (3) 計画期間
令和8（2026）年から令和12（2030）年までの5年間
- (4) 対象建築物等
既存耐震不適格建築物の住宅・建築物、危険なブロック塀等

2 耐震化の達成状況と目標設定

種別	耐震化率 (令和7年度末)	目標 (令和12年度末)
住宅	94.8%	おおむね解消
多数の者が利用する建築物※1	95.4%	
要緊急安全確認大規模建築物※2	94.4%	

※1…学校や病院、事務所、店舗などの多数の者が利用する一定規模以上の建築物
 ※2…不特定多数の者又は避難弱者が利用する大規模建築物

【参考】
 国の基本方針においては、令和17（2035）年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とするとともに、令和12（2030）年までに耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物の耐震化をおおむね解消することを目標としている。

- (1) 住宅の耐震化の状況と目標設定
 「住宅・土地統計調査」をもとに推計すると、令和7（2025）年度末で約24万戸のうち、約1.2万戸の耐震性が不足している。
 令和12（2030）年度末には、おおむね解消を目指す。
- (2) 建築物の耐震化の状況と目標設定
 多数の者が利用する建築物については、令和7（2025）年度末で全棟数1,661棟のうち、76棟の耐震性が不足している。
 令和12（2030）年度末には、おおむね解消を目指す。
 要緊急安全確認大規模建築物については、令和7（2025）年度末で全棟数54棟のうち、3棟の耐震性が不足している。
 令和12（2030）年度末には、おおむね解消を目指す。

3 耐震化を促進するための取り組み

★=優先的・重点的に取り組む重点事業

基本施策	施策	取組名	取組内容
住宅の耐震化	・安心して相談できる環境整備	・相談窓口の設置	・相談窓口を設置し、市民からの民から相談への対応体制を整えとともに、相談内容に応じた適切な相談先へ案内する。
		・住宅の耐震無料相談会の実施	・県や他市町と連携し、耐震診断・耐震改修に関する助成制度などの耐震化に必要な情報を提供する相談会を実施する。
		・事業者・所有者向け講習会の実施	・県や他市町と連携し、改修事業者等の技術力の向上を図る講習会のほか、市民の耐震化の不安を払拭する講習会を実施する。
	・普及啓発	・パンフレット等の作成・配布	・木造住宅の耐震化や地震時の命を守る方策、助成制度等を周知するパンフレットを作成し、窓口やイベント開催時に配布する。
		・住宅の耐震普及ローラー作戦の実施	・県や他市町と連携し、対象となる住宅の所有者等に対し、戸別訪問による直接的な働きかけを実施する。
		★ホームページ等の活用	・耐震診断・耐震改修に関する情報をホームページや広報紙に掲載するとともに、SNSを活用した多様な情報発信を行う。
	・各種支援の実施	★耐震シェルター設置等、住まいの減災化の普及・促進	・市民に身近な場所での耐震シェルターや防災ベッドの実物展示会を実施する。
		・耐震診断・補強計画策定及び耐震改修等に対する助成	・耐震診断・耐震改修等に対して、国及び県と連携し、費用を助成する。
		★耐震解体補助制度の創設（新規）	・旧耐震基準の住宅所有者の大半を占める高齢者の個別事情に応じた選択肢が広げられるよう、住宅の解体費に対する補助を行う。
	・その他の施策	・リフォーム等に併せた耐震改修の有効性の周知	・住宅のリフォーム工事を計画している市民に、リフォームに合わせた耐震改修を誘導する。
		・税制優遇等	・耐震改修工事を実施した方に、住宅に係る耐震改修促進税制や固定資産税（家屋）の減額の情報提供を行う。
		★耐震改修利子補給制度の活用（新規）	・高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度「リ・バース60」の情報提供及び利用対象証明書を発行する。
建築物の耐震化	・多数の者が利用する建築物の耐震化	・耐震化に関する普及啓発を行い、必要に応じて、耐震改修等に関する指導や助言を行う。	
	・要緊急安全確認大規模建築物の耐震化	・対象建築物の所有者に対し、定期的な耐震改修等の進捗状況報告を求めながら、必要な指導や助言を行う。	
	・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化	・耐震化の必要性を周知するとともに、必要に応じて、耐震改修等の指導や助言を行う。 ・県が耐震診断義務付け路線の指定の検討を行うため、県と連携し、該当となる建築物の所有者等へ説明や周知を行う。	
地震時の被害を軽減するための安全対策	・通学路等にある危険なブロック塀等の安全対策	・危険なブロック塀等の所有者に対し、安全対策の周知啓発を実施するとともに、撤去工事費等の助成を行う。	
	★外壁や窓ガラス等の落下等防止対策	・法改正や国による指導指針等や外壁等の落下の危険性を所有者に対し、周知するとともに、必要に応じ改善の指導を行う。	
	★天井脱落対策	・法改正や国による指導指針等や脱落等の危険性を所有者に対し、周知するとともに、必要に応じ改善の指導を行う。	
	★エレベーター等の安全対策	・法改正や国による指導指針等や脱落等の危険性を所有者に対し、周知するとともに、必要に応じ改善の指導を行う。	
	・住宅・建築物の点検等の周知	・住宅・建築物の所有者に対し、定期的に点検を行うことの必要性について周知するとともに、必要に応じ、指導・助言等を行う。	